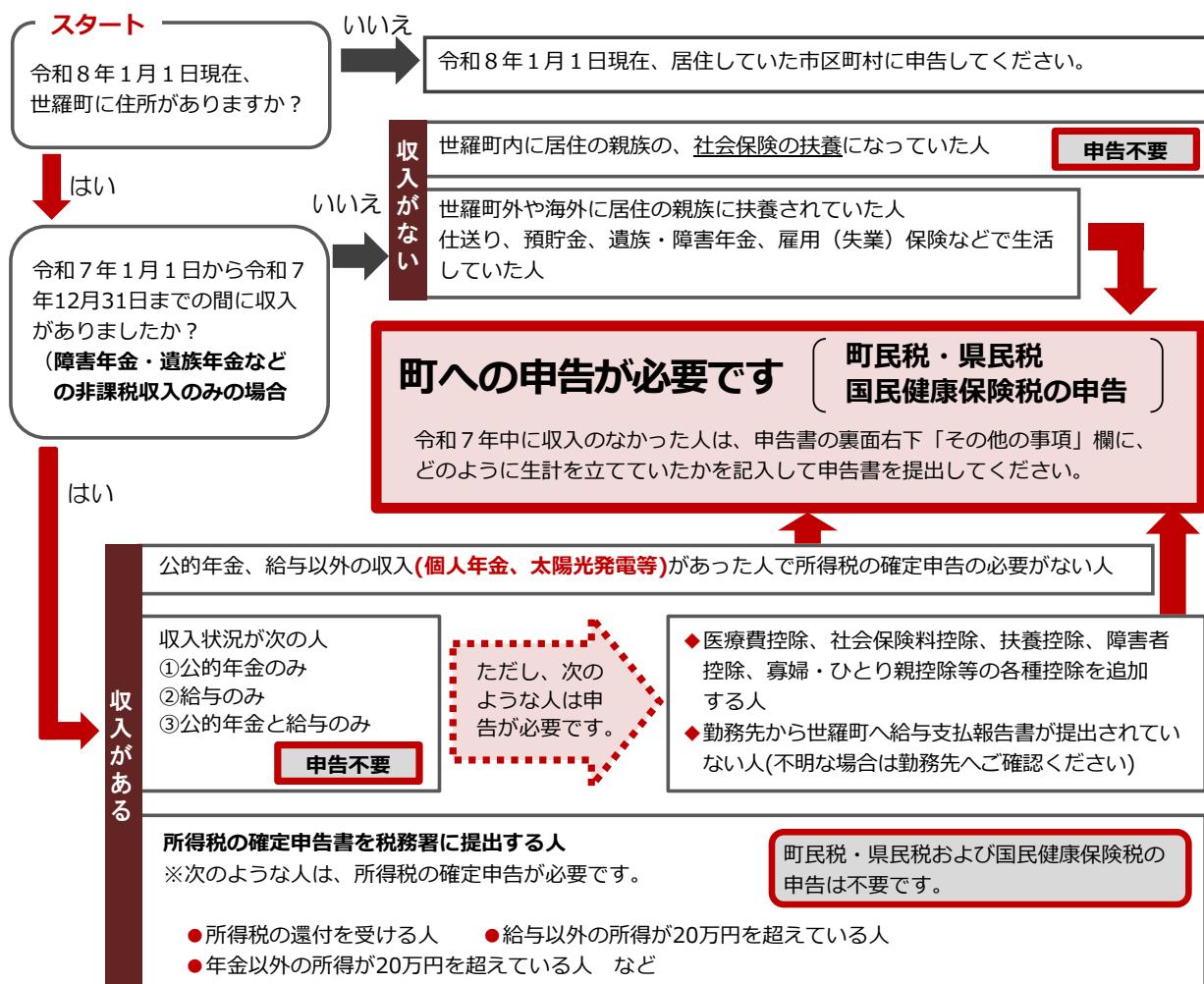


令和8年度(令和7年分) 町民税・県民税 国民健康保険税申告の手引き

●申告が必要かどうかの目安にしてください。 (申告期限: 令和8年3月16日(月))



申告書の提出について	<p>■申告会場混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・収入のなかった人や非課税所得のみの人は、できるだけ郵送での申告にご協力ください。・所得や控除等の証明書類や本人確認書類は、写し(返却しません)を添付してください。 <p>■ご自身で申告書の記入が難しい場合は、申告会場へお越しください。</p> <ul style="list-style-type: none">・世羅町の申告会場は2月16日(月)から3月16日(月)まで開設しています。 常設会場(甲山農村環境改善センター、せらにし支所)はインターネットによる一部事前予約制です。(電話では受付できません。) 巡回会場(自治センター)と、3月1日(日)の常設会場は電話での完全予約制です。 巡回会場は、常設会場への来場が困難な方を優先させていただきます。～申告に必要なもの～<ul style="list-style-type: none">◆マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード又は通知カード)◆本人確認ができるもの(運転免許証等)◆今回お送りした申告案内文書、又は税務署からお知らせが届いた人は、その書類◆所得の計算に必要な書類(源泉徴収票、収支内訳書、個人年金等の支払通知書)等◆控除を受けるために必要な書類(生命保険・地震保険の支払証明書、障害者手帳、医療費控除の明細書、社会保険料控除を受けるための証明書、寄附した団体から交付された証明書等)
	<p>◆収支内訳書と医療費の明細書を作成してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・収支内訳書と医療費の明細書は、ご自分で計算し、作成のうえ添付してください。・申告会場で申告される場合も、あらかじめ作成し、持参してください。

【送付先・お問合せ先】 世羅町役場 税務課 賦課(ふか)係 ☎0847-22-5300
〒722-1192 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1



事前予約フォーム